

# 小山市職員採用選考試験受験案内

## 【行政専門職 法務】

受付期間：令和5年12月6日(水)から12月20日(水)まで

### 1. 職種・職務内容・登録予定人数

職種	職務内容	募集人数
行政専門職 【法務】	(1)市行政事務の執行における法制上の課題等に対する指導・助言 (2)市のコンプライアンス、リスク管理に対する法制上の指導・助言 (3)市条例、規則等の制定・改廃に関する法制上の指導・助言 (4)市行政に係る争訟事案や過剰・不当要求事案への対応 (5)職員の法務能力向上のための人材育成に関すること (6)その他法令等に関する事務で市長が特に必要と認めるもの	1名

### 2. 受験資格

以下の(1)～(6)の条件を全て満たしていること

- (1)日本国籍を有していること
- (2)司法修習を修了した又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有していること
- (3)弁護士資格に基づく経験が3年以上ある者
- (4)国、地方公共団体での常勤弁護士(任期付職員等)としての実務経験があること
- (5)地方公務員法第16条に該当しないこと
- (6)弁護士法第7条のいずれにも該当しないこと

### 3. 試験日程・会場及び合否発表

#### 第1次選考(書類審査)

方法	合否発表
申込書の内容を審査し合否を判定します。	12月下旬 受験者へ合否通知を郵送します。

#### 第2次選考(個別面接)

日時・場所	合否発表
1月31日(水) 小山市役所本庁 予定 (第1次試験合格者へ詳細の通知を郵送します。)	2月上旬 受験者へ合否通知を郵送します。

#### 4. 試験申込方法 記載事項に不備があると受験できない場合があります。

申込先	小山市役所 総務部 職員課 〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号 TEL 0285(22)9362
受付期間	12月6日(水) 9時00分 ~ 12月20日(水) 17時15分まで
申込方法	電子申請のみ 市公式ホームページ>市政情報>職員等採用のページから、必要事項を入力し申込書データ・職務経歴書・「弁護士資格を有することを証明する書類の写し」を添付して申込してください。 ※ 申込内容の審査後に受験番号を送信しますので、各自で受験票を作成し試験当日に持参してください。 ※ 受験票に貼付する写真は、申込書データと同じものにしてください。
申込書入手方法	市公式ホームページ>市政情報>職員等採用 からダウンロードしてください。
申込書記入上の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項に不正があると職員として任用される資格を失います。</li> <li>・※欄を除いて、それぞれの必要事項を記入してください。数字は算用数字で記入し、該当する箇所は○で囲んでください。</li> <li>・職歴欄には、直近の職歴順に記入してください。(自営業、農業従事、在家庭の期間、短期間のアルバイト等も記入してください。)</li> <li>・資格免許欄には、取得見込みの資格についても記入してください。</li> <li>・試験申込書に含まれる個人情報は、小山市職員採用試験の資料としての目的以外には使用しません。なお、受験申込書、その他受験に際し提出された書類は返却しません。</li> </ul>

※受験の際に提出された書類はお返しできません。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。

※身体の障害等のため受験上の配慮を必要とする方は、必ず申込時に電話等で相談してください。

#### 5. 職位及び配置

本市の専門監に任じます。なお、令和5年12月現在、総務部への配置を予定していますが、事務の見直し等により配置を採用後に変更する場合があります。

#### 6. 勤務条件等

##### (1) 採用の時期

令和6年4月1日

##### (2) 給与

初任給は、学歴及び経歴を考慮し「小山市職員の給与に関する条例」等に基づき決定されます。

初任給	430,000円程度
-----	------------

※ 地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等を支給します。

(3) 服務等

本市の一般職の職員に関する規定を適用します。

※営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されるため、弁護士業については原則として停止していただきます。

※弁護士会の会費等は自己負担となります。

7. 問い合わせ先

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 総務部 職員課 職員係

TEL:0285-22-9362

